

事前調査書兼立入検査記録

(液化石油ガス販売事業者・認定販売事業者・保安機関・充てん事業者)

別紙1

| | | | | | | |
|--------------|-----------|-------------|--|------------|-----------|-------------------------|
| 事 前 調 査 書 | 記 入 年 月 日 | (職) (氏名) | | 立 入 検 査 | 檢 查 年 月 日 | (職) _____ (氏名) _____ |
| | | | | | | |

1. 液化石油ガス販売事業者・保安機関・充てん事業者(総括表)

| 液 化 石 油 ガ ス 販 売 事 業 者 | | | 保 安 機 関 | | |
|-------------------------------|------|-------|------------------------------|---|-------|
| (1) 販売事業者の氏名(名称) 同上の電話 | | | (7) 保安機関の氏名(名称) 同上の電話 | | |
| (2) 販売事業者の住所 | 〒 | | (8) 保安機関の住所 | 〒 | |
| (3) 代表者(法人に限る) | | | (9) 代表者(法人に限る) | | |
| (4) 登録番号・登録年月日 | | 年 月 日 | (10) 最初の認定番号・年月日 | | 年 月 日 |
| (5) 販売所の名称 同上の電話 | | | (11) 事業所の名称 同上の電話 | | |
| (6) 販売所の所在地 | 〒 | | (12) 事業所の所在地 | 〒 | |
| (13) 保安責任者 (役職名) | (氏名) | | | | |
| (14) 保安担当者 (役職名) | (氏名) | | (役職名) (氏名) | | |

注1 この調査書の太線内を事前に記入し、立入検査当日に検査担当者に提出してください。

注2 充てん事業者の場合は、液化石油ガス販売事業者の欄に記入してください。「販売事業者」を「充てん事業者」に読み替えてください。)

注3 各事業者で該当がない・記入不要の欄がある場合、斜線を引く等記入省略して構いません。

2. 免状所有者の数及び従事員の数

| | 専従者(①) | | | 補助者(②) | | | 従事員の計(①+②) | | | 全従業員の数 | | |
|-----------------------|--------|----|---|--------|----|---|------------|----|---|--------|----|---|
| | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| (1) 液化石油ガス販売事業に従事する人数 | | | | | | | | | | | | |
| (2) 保安業務に従事する人数 | | | | | | | | | | | | |

(3) 液化石油ガスの販売・保安業務に従事する資格所有者の氏名

| | | 資格所有者の氏名 → | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---------------------|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 資格の名称等 ↓ | | | | | | | | | | |
| 高 圧 法 2 9 一 | 販売 主任 者免 状 | 第1種販売主任者 注4 | | | | | | | | | | |
| | | 第2種販売主任者 注4 | | | | | | | | | | |
| 【規25】 | | 業務主任者の代理者の資格者 注4 | | | | | | | | | | |
| 【法37の5】 | | 充てん作業者講習課程修了者 注4 | | | | | | | | | | |
| | | 再講習受講年月日 | | | | | | | | | | |
| 【法38の4】 | | 液化石油ガス設備士免状 注4 | | | | | | | | | | |
| | | 再講習受講年月日 | | | | | | | | | | |
| 製造保安責 任者免状 【高圧法29】 | | 化学(甲・乙・丙) 注4 | | | | | | | | | | |
| | | 機械(甲・乙) 注4 | | | | | | | | | | |
| | | 冷凍機械(一・二・三) 注4 | | | | | | | | | | |
| その他の資格等 | | | | | | | | | | | | |
| 業務主任者の選任年月日 | | | | | | | | | | | | |
| 業務主任者の再講習受講年月日 | | | | | | | | | | | | |
| 業務主任者の代理者の選任年月日 | | | | | | | | | | | | |
| 保安業務を行う者に○印を付ける | | | | | | | | | | | | |

注4 手帳の番号、交付年月日及び都道府県名を記入してください。

注5 用紙が不足する場合、コピーして記入してください。

3. 液化石油ガス販売事業

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | 事前調査の回答事項 | 検査結果 | 特記事項 |
|--|--|-----------------------|--------|------|
| (1) 販売事業者の登録事項【法3-1・2,3の2,4-1、規4】、変更の届出【法8、規9】 | 販売事業者の氏名(名称)・住所、代表者(法人に限る)に変更等はないか。(法3-2-1) ※ 代表者変更や相続など | 無・有 氏名(名称) 住所・代表者 | | |
| | 保安機関の氏名(名称)・事業所の所在地に変更はないか。(法3-2-4) ※ 自ら又は委託先について | 無・有 氏名(名称) 事業所の所在地 | | |
| | 貯蔵施設の位置・構造(法3-2-3)、賠償責任保険(法3-2-5)については、それぞれの項目で回答すること。 | | | |
| (2) 登録行政区の変更【法6、規7】 | ①販売所を複数の都道府県に設置した。 ②複数の都道府県にあった販売所の数が減った。などの変更があった。 | 無・有 増・減 都県名 | | |
| (3) 承継【法10、規10】 | 相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)がないか。(※個人から法人組織になる場合は、個人の登録の廃止及び法人の新規登録が必要。) | 無・有 承継者 | | |
| (4) 販売事業の廃止【法23、規26】 | 販売事業を廃止したときは遅滞なく届ける。 | 無・有 (時期) | | |
| (5) 標識の掲示【法7、規8】 | 販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、標識「液化石油ガス販売事業者証(登録番号・登録年月日・氏名又は名称・代表者の氏名・販売所の名称及び所在地を記載)」(縦30×横40cm)を掲示している。 | | はい・いいえ | |
| (6) 業務主任者の選解任【法19-1・2、規22-1・2・5】 | 業務主任者の数は適切か。業務主任者に変更はないか。又は、長期間業務に従事できない状況はないか。 | 無・有 (理由) | | |
| | 販売所ごとに、販売主任者免状を持ち、6ヶ月以上の販売の実務経験を有する者のうちから、業務主任者を選任する。 ※ 一般消費者等の数が1,000未満の販売所では1人、1,000以上の販売所では2人に一般消費者等の数が2,000を増すごとに1人を加算。 | | | |
| (7) 業務主任者の再講習【法19-3、規23】 | 販売主任者免状の交付日から3年以内に第1回目、その後、5年以内ごとに講習(再講習)を受講する。 | 受講・未受講 (理由) | | |
| (8) 業務主任者の職務【法20、規24】 | 販売事業者の登録事項を変更したときは、遅滞なく、変更の届出がなされるよう監督する。 | 適・否 | | |
| | 法第14条の書面を作成し、又はその作成を指導する。 | 適・否 | | |
| | 液化石油ガスの販売方法が法第16条第2項の基準に適合して維持されるよう監督する。 | 適・否 | | |
| | 貯蔵施設が法第16条第1項又は法第37条の基準に適合して維持されるよう監督する。 | 適・否 | | |
| | 供給設備が法第16条の2第1項の基準(特定供給設備は、法第37条の基準)に適合して維持されるよう監督する。 | 適・否 | | |
| | 保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行う。 | 適・否 | | |
| | 保安業務の実施及びその結果を確認する。 | 適・否 | | |
| | 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可、完成検査受検について監督する。 | 適・否 | | |
| | 充てん設備の変更許可、完成検査、保安検査受検について監督する。 | 適・否 | | |
| | 帳簿の記載及び報告の内容について監督する。 | 適・否 | | |
| (9) 業務主任者の代理者の選解任【法21-1・2、規25】 | 代理者に変更はないか。又は、長期間業務に従事できない状況はないか。 | 無・有 (理由) | | |
| | 販売所ごとに、①販売主任者免状を持ち6ヶ月以上の販売の実務経験を有する者、②代理者(業務主任者の代理者の資格者)手帳を持ち6ヶ月以上の販売の実務経験を有する18歳以上の者から業務主任者の代理者を選任する。 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|----|----------------|---|---|--|-------|---|----|-------|----|--|--------|--|--------|--|--------|--|--|-------|--|-------|--|-------|--|--|---------|--|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|
| (10) 賠償責任保険の加入状況【法3-2-5,31-2、規6、保安業務告示】 | 賠償責任保険の内容に変更はないか。(法3-2-5) | | | | 無・有 変更年月日(年月日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未加入・加入 | | <input type="checkbox"/> ①LPガス販売事業者賠償責任保険 共済事業団(LPG協会) <input type="checkbox"/> ②LPガス受託認定保安機関賠償責任保険 共済事業団(LPG協会) <input type="checkbox"/> ③その他 (保険会社名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>契約内訳(イ,ロ ハ,ニは、上記 ②の保険の契 約内容を表 す。)</td> <td>消費者戸数(LPガス) イ.供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応</td> <td>戸</td> <td>家庭・業務用(LPガス) ロ.定期供給設備点検、定期消費設備調査</td> <td>トシ</td> <td>工業・卸用</td> <td>トシ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託販売所数</td> <td></td> <td>受託販売所数</td> <td></td> <td>受託販売所数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費者戸数</td> <td></td> <td>消費者戸数</td> <td></td> <td>消費者戸数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>二.緊急時連絡</td> <td></td> <td>受託販売所数</td> <td></td> <td>受託販売所数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | 契約内訳(イ,ロ ハ,ニは、上記 ②の保険の契 約内容を表 す。) | 消費者戸数(LPガス) イ.供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応 | 戸 | 家庭・業務用(LPガス) ロ.定期供給設備点検、定期消費設備調査 | トシ | 工業・卸用 | トシ | | 受託販売所数 | | 受託販売所数 | | 受託販売所数 | | | 消費者戸数 | | 消費者戸数 | | 消費者戸数 | | | 二.緊急時連絡 | | 受託販売所数 | | 受託販売所数 | | | | | | | |
| 契約内訳(イ,ロ ハ,ニは、上記 ②の保険の契 約内容を表 す。) | 消費者戸数(LPガス) イ.供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応 | 戸 | 家庭・業務用(LPガス) ロ.定期供給設備点検、定期消費設備調査 | トシ | 工業・卸用 | トシ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受託販売所数 | | 受託販売所数 | | 受託販売所数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消費者戸数 | | 消費者戸数 | | 消費者戸数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 二.緊急時連絡 | | 受託販売所数 | | 受託販売所数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>加入先が「その他」の場合における規則第6条及び保安業務告示第1条の基準適合の適否 ①損害保険限度額が、人的損害は1人当たり、1億円以上で1事故当たり合計8億円、物的損害にあっては1事故当たり8億円とする。②法令違反が原因の事故である場合、補償が免責になっていないこと。③保険期間中の保険金の支払額に制限がないこと(例えば、複数回事故が発生した場合に、それぞれの事故に対しすべて保険が適用になること)。④慣習上の見舞金を、人的損害は1人当たり50万円、また物的損害は1事故当たり10万円、合計して1事故当たり100万円を限度として支払うことができるものであること。⑤免責金額が5千円以下であること。</p> | | | | | | 適・否 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「一般消費者等」以外に液化石油ガスを販売する場合、高圧ガス販売届が必要です。《一般消費者等:4.(3)参照。》 ※ 例え、道路舗装作業用やフォークリフト燃料などにLPG等を使用する者へ販売する場合など。</p> | | | | | | <table border="1"> <tr> <td>販 売 :</td> <td>している・していない</td> </tr> <tr> <td>届 出 :</td> <td>無・有 (年月日) (番号)</td> </tr> </table> | 販 売 : | している・していない | 届 出 : | 無・有 (年月日) (番号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販 売 : | している・していない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 届 出 : | 無・有 (年月日) (番号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>特定液化石油ガス設備工事の事業を行う者は、事業所ごとに、事業開始の30日以内に県知事に届け出る。 ※ 特定液化石油ガス設備工事(規111) ① 硬質管相互の接続に係る工事(アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るもの除去。) ② 次に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事(イから二までに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあっては、同一型式の器具等の交換に係るもの除去。) イ 水素装置、ロ 調整器、ハ ガスマーティー、二 自動ガス遮断器、ホ バルブ、ヘ ガス栓</p> | | | | | | している・していない ※ している場合"9"を回答。 | 9. 液化石油ガス設備工事の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害が発生したことはないか。(前回の立入検査日以降) | | | 無・有 (内容:火災・水害・) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 容器を喪失し、又は盗まれていないか。 | | | 無・有 (内容:喪失・盗難・) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売事業者・保安機関(自ら行っている保安業務の範囲内)は、遅滞なく、都道府県知事、警察官への事故届を出しているか。 | | | 無・有 (未済・済 年月日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (14) 報告【法82、規132】 | 液化石油ガス販売事業者 → 液化石油ガス販売事業報告 | | | | | 有・無 | | ※毎事業年度経過後3月以内に報告。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4. 販売事業・帳簿の状況

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | | | 事前調査の回答事項 | 検査結果 | 特記事項 |
|---------------------|-----------|--|--------|-----------|----------------|------|
| (1) 液化石油ガスの仕入れ先の名称等 | 名称 | | 所在地市町村 | | 充てん所・製造事業所他() | |
| | 名称 | | 所在地市町村 | | 充てん所・製造事業所他() | |

| | | | | | | | | |
|------------------------|---|--------------------|---|-------|-------|-----|------------------|--|
| (2) 液化石油ガスの配送 | 液化石油ガスの配送は誰が行っているか。 | 自ら配送 | % | 配送を委託 | % | 事業者 | 直近1年間の契約数 戸 戸 | |
| | 配送委託先 | | | | | | | |
| (3) 一般消費者等の数 【法2-2】 | 「一般消費者等」とは、液化石油ガスを ①燃料(自動車用のものを除く。)として生活の用に供する一般消費者。 ②暖房・冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者。 ③蒸気発生又は水温上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者。 をいう。 | ○ 体積販売による一般消費者の数 : | | 戸 | | 戸 | | |
| | | ○ 質量販売による一般消費者の数 : | | 戸 | | 戸 | 直近1年間の契約数 戸 戸 | |
| (4) 消費者供給の区分 | 液化石油ガス法 | 高圧ガス保安法 | | | | | | |
| | 個別供給(体積販売・質量販売) | 戸 (うち業務用 戸) | | 戸 | t／年 | | | |
| | 特定供給(容器3,000kg・貯槽1,000kg以上)設備 | ヶ所 戸 | | | | | | |
| | アパート等の集団供給(特定供給設備以外) | ヶ所 戸 | | | | | | |
| | 計 | ヶ所 戸 t／年 | | | | | | |
| (5) 書面の交付・書面の内容 | 一般消費者等への法第14条書面(新書面)の交付件数はどのくらいか。 ※ 一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しなければならない。 | ○ 体積販売による一般消費者の数 : | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 1. 販売契約を締結した一般消費者等に14条書面が交付されているか。(直近1年分突合) | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 2. 液化石油ガスの種類 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 3. 液化石油ガスの引渡しの方法 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 4. 供給設備及び消費設備の管理の方法 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 5. 消費設備の調査の方法及び周知の方法 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 6. 保安機関の氏名又は名称 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 7. 一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合の販売事業者及び保安機関の責任に関する事項 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 8. 液化石油ガスを消費する場合の一般消費者等の責任に関する事項 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 9. 液化石油ガスの計量の方法 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 10. 内容積20リットル(10kg容器)以下の容器の質量販売の場合、消費されないものの(残量)の引取り方法 | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| 【規則13条5号】 | 11.1 価格の算定方法、算定の基礎となる項目及びその項目についての内容の説明が適切にされているか | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| | 11.2 賃貸集合住宅の入居者について、販売事業者の費用負担により設備等を設置し、当該設備等の設置費用を入居者から料金とともに徴収している場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」において、当該設備等の名称及び月額費用が掲載されているか | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| 【規則13条5号、通達13条1】 | 11.3 当該設備等の費用が基本料金又は従量料金に含まれている場合には、「算定の基礎となる項目についての内容の説明」の中で、当該設備等の名称及び月額費用が記載されているか | | | 戸 | 交付率 % | | | |
| 【規則13条6号】 | 12. 供給設備及び消費設備の所有関係が適切に記載されているか | | | 戸 | 交付率 % | | | |

| | | | | |
|----------------------|-------------------------------|---|-----|--|
| （5） 書面の交付・書面の内容 | 【規則13条7号】 | 13. 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法が適切に記載されているか | 適・否 | |
| | 【規則13条8号、通達13条3】 | 14. 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法が適切に記載されているか | 適・否 | |
| | 【規則13条9号、通達13条4】 | 15. 消費設備に係る配管の所有権が販売事業者にある場合、一般消費者等が契約を解除し、当該配管の所有権を一般消費者等に移転する際、一般消費者等が支払う必要がある精算額が明確にわかるように記載されているか | 適・否 | |
| | 【規則13条10号】 | 16. 保安機関 の名称、住所(法3-2-4関係)及び連絡方法が現状に即した内容で記載されているか。(1号業務～7号業務のそれぞれ。) | 適・否 | |
| | | 17. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所、書面交付をした者の氏名、交付年月日は適正か。 | 適・否 | |
| （6） 販売方法の基準 | 【法16条2項、規則16条11号】 | 1. 販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合に、供給開始時までに、当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを一般消費者等に確認しているか。 | 適・否 | |
| | 【法16条2項、規則16条15号の2】 | 2.1 一般消費者等に液化石油ガス料金を請求するごとに、料金(例えば基本料金や従量料金)やガスの使用量、設備利用料など、一般消費者等の負担となる費用の算定根拠が書面などにより通知されているか。また、書面などに記載されている算定根拠は、14条書面に記載されている「算定の基礎となる項目」に従って、適切に記載されているか。 | 適・否 | |
| | 【法16条2項、通達16条1,2】 | 2.2 書面による通知以外の方法(例えば電子メールやインターネットのウェブサイトを活用する方法)で算定根拠の通知を行っている場合には、一般消費者等が書面による通知以外の方法で通知することを承諾した旨を、書面により確認しているか。 | 適・否 | |
| （7） 取引適正化ガイドライン関係 | (1) 標準的な料金メニュー等の公表【ガイドライン(1)】 | 1. 標準的料金メニュー及び平均的な使用量に応じた月額料金例の公表をしているか。 | 適・否 | |
| | (2) 14条書面の説明【ガイドライン(2)】 | 2. 一般消費者等に14条書面を交付する際に、施行規則13条5号から9号に定める事項を説明し、一般消費者等から説明を受けた旨を書面で確認しているか。 | 適・否 | |
| | (3) 料金変更時の事前通知【ガイドライン(3)】 | 3.1 料金の変更を行っている場合に、ガイドラインで定める一定期間前までに、変更前の料金と変更後の料金が比較できるよう、また変更理由を記載して、書面等により通知しているか。 | 適・否 | |
| | | 3.2 料金変更の通知をする際には、一般消費者等が変更後の料金を容易に判別できるよう、変更後の料金の文字を大きくする、文字の色を変えるなどしているか。 | 適・否 | |
| | | 3.3 書面による通知以外の方法(例えば電子メールやインターネットのウェブサイトを活用する方法)で算定根拠の通知を行っている場合には、一般消費者等が書面による通知以外の方法で通知することを承諾した旨を、書面により確認しているか。 | 適・否 | |
| | (4) 苦情・問合せの処理状況【ガイドライン(4)】 | 4.1 一般消費者等から寄せられた苦情・問合せに対し、適切かつ迅速な処理が行われているか。 | 適・否 | |
| | | 4.2 一般消費者等から寄せられた苦情・問合せの記録簿(苦情等の受付日、内容、処理状況等を記録したもの)が作成されているか | 適・否 | |

| | | | | | | |
|---|--|---|-----------------------------------|---|--|---|
| ※ 取引適正化ガイドラインについては、法令に基づくものではないことから、これを遵守していない販売事業者に対して、法令に基づく罰則の適用をがなされるものではないが、資源エネルギー庁では、一般消費者等から寄せられる苦情・相談や、国等が実施する各種調査、販売事業者に対する立入検査を通じて、ガイドラインを遵守していないことが確認できた販売事業者に対しては、これを遵守するよう指導することとしている。また、今後、取引適正化ガイドラインが遵守されず、一般消費者等から苦情・相談が引き続き寄せられるような場合は、さらなる措置を検討している。 | | | | | | |
| (8) 機器(期限)管理記録 【法16,16の2,35の9、規16,18,46-4、認定販売事業者告示5】 | S型メータ(10年)、SB型メータ(7年、10年) 調整器 (I類 10年), (II類 7年) 高圧ホース・低圧ホース (I類 10年), (II類 7年) ガス漏れ警報器(5年):設置義務施設 ガス漏れ警報器(5年):その他 | ※ 計量法の検定証印の満了年月以内 | 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 | 期限切れ→ 有・無 期限切れ→ 有・無 期限切れ→ 有・無 期限切れ→ 有・無 期限切れ→ 有・無 | | ※法第16条の2による供給設備の基準適合義務 ※メーカーの品質保証期限の遵守 |
| (9) 埋設管管理記録【法16の2,81-1、規18-10,19-7,36-1,37-1,131-1、例示基準28-2,29,41】 | 埋設管のある一般消費者等の供給管及び配管の設置状況が、消費者別に整理されている。 ※ 埋設管とは、一部又は全部が地中等に埋設された管、建築物の基礎等を貫通し、床、壁内等の隠ぺい部の管、溝内の管をいう。 異常があった場合、適切に当該供給管等を改善している。(規18-10,36-1,規131-1-5) 亜鉛メッキ管又はそれに防しょくテープ処理した供給管及び配管の漏えい試験を1年に1回以上 | | 適・否・埋設管なし 適・否・異常なし 適・否・該当なし | | | |
| (10) 容器の管理状況【法81-1、規131-1-1】 | 体積販売では、容器の種類・数、販売開始日、販売先、容器交換年月日が記載されているか。(規131-1-1) | | 否・適 (記録先:) | | | |
| | 質量販売では、容器の種類・数、販売開始日、販売先、引き取った容器の種類・数、引き取り日、引取元が記載されているか。(規131-1-2) | | 否・適 (記録先:) | | | |
| | 内容積が20L(8kgボンベ)超過の容器により販売していないか。(屋台等へ販売、調整器付きの8L(概ね3kgボンベ)以下の容器による販売を除く。)(規16-3-ハ) | | 有・無 (販売先:) | | | |
| | ※容器管理記録・容器受払簿・容器授受簿などは整理されているか。 | | | | | |
| (11) 消費先保安記録【法81-1、規131-1,2、規則運用解釈H12.4.17立局第2号、例示基準28,29】 | 消費先保安記録又はこれらに準じる(電子記録ok)ものの有無 | | 有・無 | | | |
| | 保安業務結果等の記録。(保安業務実施報告書等により整理してもよい。) | | 適・否 | | | |
| | 設置されている供給設備(メータ、高・低圧ホース、調整器、警報器等)の機器の記号番号及び満了年月を記載。また、改善した場合の措置結果を記載。 | | 適・否 | | | |
| | 設置されている消費設備及び、基準不適合消費設備について、調査結果及び改善要請通知の内容(通知書面控え)を記載。特定消費設備にあっては、燃焼器具の製造者(輸入者)、名称、型式、製造年月等を記載。 | | 適・否 | | | |
| | 配管図面の作成。(供給設備及消費設備の設置状況のアイソメ図等。) | | 適・否 | | | |
| 消費先保安記録には、 ① 保安業務実施結果等(ア.保安機関の氏名又は名称、イ.保安機関の事業所の所在地、ウ.保安業務の結果、エ.基準不適合供給設備の改善措置内容、オ.基準不適合消費設備所(占)有者に対する通知の内容(通知書面控え)、カ.緊急時対応・緊急時連絡において実施した措置の内容、キ.保安業務を行った日、ク.特定供給設備に異常があった場合の年月日及びその内容、並びに措置を講じた年月日及びその内容)が適正に記録整理されていること。 ※ 保安業務の結果等は、保安業務実施報告書により整理してもよいが、基準不適合供給設備の改善措置は、販売事業者がその責任において行う義務があり、保安業務実施報告書には含まれないので、併せて整理しておく必要がある。 ② 一般消費者宅の供給設備及消費設備の配管図面(設置状況)がフローシート、アイソメ図により記録されていること。 | | | | | | |
| (12) 帳簿等の整理【法81、規131-1-5~6】 | 液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項 | 保安機関に供給設備点検・消費設備を調査・周知(法第27条第1項各号)の業務を委託した場合の帳簿等の整理は適正か。 | | 適・否・該当なし | | |
| | | 記載すべき事項 ①一般消費者等の氏名(名称)・住所、②保安機関の氏名(名称)及びその事業所の所在地、③保安業務の結果、④供給設備が技術上の基準に適合しない場合、それに対して講じた措置の内容、⑤消費設備が技術上の基準に適合しない場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容、⑥液化石油ガスによる災害が発生した(発生するおそれがある)場合、速やかに実施した措置の内容、⑦保安業務を行った年月日 | | | | |
| | | 貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合の帳簿等の整理(①内容、②講じた措置、③異常があった年月日及び措置を講じた年月日)は適正か。 | | 適・否・該当なし | | |

5. 貯蔵施設

| 項目【対応条項】 | 調査（検査）の内容 | 事前調査の回答事項 | 検査結果 | 特記事項 |
|--|---|---|------|------|
| (1) 貯蔵施設の有無 【法3-2,11、規11】、変更の届出【法8、規9】 | 販売事業登録で許可された内容(登録事項:貯蔵施設の有無、貯蔵施設の所在地・構造・保安距離など)に変更はないか。(法3-2-3) ※ 変更がある場合の内容 販売所ごとに液化石油ガスの貯蔵施設(3m ² 以上)を所有し、又は占有しなければならない。 | 無・有 届け出 (未済・済 年 月 日) 有 (所有・占有・他()) 無 <(3) 貯蔵施設がない場合へ> | | |
| | 所在地 | 販売所からの距離 m | | |
| | 面積等 面積 m ² (縦 m × 横 m) | 貯蔵量 kg (50kg容器換算 本相当) | | |
| 設置許可 | 3,000kg以上貯蔵する貯蔵施設は、「貯蔵施設等設置許可」があるか。(法36-1-1、規15,52) | 無・有 許可年月日 年 月 日 番号 福島県指令 第 号 | | |
| 警戒標 | 外部から見やすいように警戒標。<LPガス貯蔵施設、燃、火気厳禁など(赤書)> (規14-1) ※ 販売所から50m以上離れている場合 → 販売所の名称・所在地・管理者氏名・管理者電話番号を表示 | 適・否 | | |
| 保安距離 (貯蔵施設の外側から) | 第一種保安物件(学校・病院等)までの距離(I ₁)。(規1-2-8,14-2) 第二種保安物件(住居)までの距離(I ₂)。(則1-2-9,14-2) 保安物件がI ₁ 又はI ₂ より近い場合(I ₃ 又はI ₄ 以上)の障壁の必要性。(規14-3) | (実測 m ≥ 必要距離 m) 適・否 | | |
| (2) 貯蔵施設がある場合【法11,36-1-1、規11,14,16,51~58、例示基準】 | 構造 不燃性又は難燃性の軽量な屋根。<スレート葺きなど> (規14-4) 障壁はRC製(厚さ9cm以上)、CB製(厚さ12cm以上)、鉄板製(厚さ3.2mm以上)であるか。 漏えいしたときに滞留しないような構造。<通気口などがふさがっていない。> (規14-5) | 適・否 適・否 適・否 | | |
| | 火気等 必要な物以外の物を置かない。(則16-6) 周囲2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かない(厚さ9cm以上障壁を設けた場合を除く。)。(規16-7) | 適・否 適・否 | | |
| | 設備等 消火設備を設ける。<消火器など> (規14-6) ※ 貯蔵施設には床面積50m ² につき1個以上設置、ただし、2個未満となる場合は2個設置すること。貯蔵設備には1,000kgにつき1個以上設置。粉末消火器A-4及びB-10以上で、腐食・変形なし。 充てん容器等は、常に温度40°C以下に保つ。<温度計の設置など> (規16-8) 容器等(内容積5リットル以下を除く。)の転落・転倒等防止措置。<チェーン設置など> (則16-9) 携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。(則16-10) | 適・否 適・否 適・否 適・否 | | |
| | その他 販売所から離れている場合、柵、塀等で隔離、かつ施錠されているか。 | 適・否 | | |

| | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|-----------------------|--|--|--|
| (3) 貯蔵施設がない場合【法11 ただし書、規11-2-1~6】 | 貯蔵施設がない場合、液化石油ガスを貯蔵しないで販売事業を円滑に行うことができる(法第11条ただし書に該当する)理由は、次のー～七のどれか。 | | 回答 | | | |
| | 一 販売事業者が高圧ガス保安法第5条第1項の「第一種製造者」であり、同法第8条第1号の貯蔵施設を所有し、又は占有 二 販売事業者が高圧ガス保安法第16条の「第一種貯蔵所」を所有し、又は占有 三 容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡すことにより液化石油ガスを販売する場合において、充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次に掲げる者に全量委託 四 販売事業者が法第37条の4第1項の充てん設備により液化石油ガスの全量を販売する場合において、自らが充てん事業者となり、又は他の充てん事業者に委託することによりその全量を供給している場合 五 販売事業の登録を受けた農業協同組合・農業協同組合連合会・事業協同組合・協同組合連合会が液化石油ガスの貯蔵施設を所有しており、組合員たる液化石油ガス販売事業者が常に当該組合の貯蔵施設より仕入れができる場合 六 販売事業者の販売所に近接して第一種製造者の所有又は占有する高圧ガス保安法第8条第1号の貯蔵施設がある場合であって、当該第一種製造者との間に資本的結合があり、常に液化石油ガスの仕入れができる場合 七 全量をバルク供給している | | | | | |
| | 配送等(法第11条ただし書の該当理由)委託契約先の名称 | | 委託契約先: | | | |
| | 委託契約先が上記の一～七に該当する許可証等(写)の有無 | | 無・有(番号等) | | | |
| | 委託契約書の有無及び契約内容(配送委託の量) | | 無・有(全量配送・一部配送) | | | |
| | 上記について、販売事業登録で許可された内容(登録事項)に変更はないか。 | | 無・有(届け出 (未済・済年月日)) | | | |
| | 6. バルク供給・特定供給設備 | | | | | |
| | ※ バルク供給: 消費先に設置した貯槽または容器に、LPガスバルクローリーから直接充填するシステム。 | | | | | |

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | 事前調査の回答事項 | 検査結果 | 特記事項 |
|---|---|-------------------------|------|------|
| (1) バルク供給設備の技術基準の適合【法16の2、規19,54、バルク供給充てん設備告示】  | バルク容器(貯蔵能力1,000kg未満)は、規則第19条第1号の基準に適合する。 バルク容器(貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満)は、規則第19条第2号の基準に適合する。 バルク貯槽(貯蔵能力1,000kg未満)は、規則第19条第3号の基準に適合する。 バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ警報器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続されているか。 | 無・有(ヶ所) 適・否() | | |
| (2) 特定供給設備の技術基準の適合【法36-1-2,37、規21,53,54】 | バルク供給の特定供給設備は、規則第54条の技術上の基準に適合する。 ※ 特定供給設備とは、貯蔵設備(容器:貯蔵能力3,000kg以上、貯槽・バルク貯槽:貯蔵能力1,000kg以上)、気化装置、調整器、供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁をいう。(法36-1-2、規21,53,54)。設置許可が必要。 | 無・有(ヶ所)、許可:有・無 適・否() | | |
| (3) バルク供給設備の点検の方法・保安業務【法27-1-1、規29,36】 | 特定供給設備以外の供給設備(バルク供給)の点検は、供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時。<第2号保安業務>(規29-2,36-1-1表口(1)) | 適・なし・否() | | |

| | | | |
|--|---|---------------------|--|
| (3) バルク供給設備の点検の方法・保安業務【法27-1-1、規29,36】 | 特定供給設備(バルク供給)の点検は、供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時。<第2号保安業務>(規29-2,36-1-1表ニ(1)) | 適・なし・否() | |
| | 特定供給設備以外の供給設備(バルク供給)の定期供給設備点検は、規則第36条第1項のとおり、供給開始時及び1年～4年に1回以上行う。<第3号保安業務>(規29-2,36-1-1表ロ(2)～(4)) | 適・なし・否() | |
| | 特定供給設備(バルク供給)の定期供給設備点検は、規則第36条第1項のとおり、供給開始時及び1年～4年に1回以上行う。<第3号保安業務>(規29-2,36-1-1表ニ(2)～(4)) | 適・なし・否() | |
| ※ (1)において未設置とした場合に記入 | イ 貯蔵能力が150キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあっては、その外面から水平3方向の周囲1.3メートル以内に高さ1.5メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散のさえぎるものがない場合。 | 該当(ケ所) | |
| | ロ 貯蔵能力が150キログラム以上300キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあっては、その外面から水平3方向の周囲2メートル以内に高さ1.5メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散のさえぎるものがない場合。 | 該当(ケ所) | |
| | ハ 貯蔵能力が300キログラム以上1,000キログラム未満のバルク容器又はバルク貯槽にあっては、その外面から水平3方向の周囲4メートル以内に高さ1.5メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散のさえぎるものがない場合。 | 該当(ケ所) | |
| | ニ 貯蔵能力が1,000キログラム以上のバルク容器又はバルク貯槽にあっては、その外面から幅3メートル以内かつ対面する2方向において10メートル以内に高さ1.5メートル以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがない場合。 | 該当(ケ所) | |
| | 規則第19条第4号に定める漏えいの有無の確認を3月に1回以上の実施。 | 該当(ケ所) 記録の有・無 | |
| | バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査【法16、規16-22,バルク供給充てん設備告示第1】 | 有り 無し | |
| | バルク貯槽の附属機器であって安全弁の検査を5年以内に実施しているか | 実施(ケ所) 未実施(ケ所) | |

7. 保安機関の手続・保安体制の整備状況

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | | | 事前調査の回答事項 | | | 検査結果 | 特記事項 |
|---|--|-----------|---------|-----------|---|-----|---------------------|---|
| (1) 保安機関の認定【法29、規30】 | 認定番号 | 第 号 | 認定年月日 | 年 月 日 | 未認定 | | | |
| (2) 保安機関認定の更新【法32、規34】 | 認定番号(更新後) | 第 号 | 更新年月日 | 年 月 日 | 未更新 | | | |
| (3) 保安機関の変更の届出【法35の4、規41】 ※ 保安業務規程の変更認可が必要。(法35、規39) | 保安機関の氏名(名称)に変更等はないか。(法29-2-1,35,35の4(8)、規41) ※ 代表者変更や相続(承継)など。 | | | | | 無・有 | 変更・承継 | ※ 変更がある場合、販売所登録事項変更・保安業務規程等の変更が必要な場合があるので、注意。 |
| | 保安機関の住所(所在地)又は代表者(法人に限る)に変更ないか。(法29-2-1,35,35の4、規39,41) | | | | | 無・有 | 氏名(名称) 代表者 内容 | |
| | 保安業務区分に変更等ないか。(法29-2-2,35、規39) | | | | | 無・有 | | |
| | 保安業務を行う事業所の名称又は所在地に変更ないか。(法29-2-3,35、規39) | | | | | 無・有 | 名称・所在地 内容 | |
| | 保安業務計画書に変更等ないか。(法29-2、規30-2-1,39) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| | 緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図に変更等ないか。(法29-2、規30-2-2) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| | 保安機関の損害賠償措置に変更ないか。(法31-2、規32) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| | 法人の役員(法人に限る)が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとなっていないか。(法31-3、規33) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| (4) 保安業務規程の認可【法35、規39-1】 | 認可番号 | 福島県指令 第 号 | 認可年月日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 未認可 | | | |
| (5) 保安業務規程の変更認可【法35、規39-3】 | 変更認可番号 | 福島県指令 第 号 | 変更認可年月日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 未届 | | | |
| (6) 認可された保安業務規程の変更の有無【法35、規39-3】 | 各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数に変更はないか。(法35、規39-2-2) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| | 保安業務を行うことのできる者(保安業務資格者)の数及びその事業所ごとの配置に関する事項に変更はないか。(法35、規39-2-3) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| | 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項に変更はないか。(法35、規39-2-4) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| | 保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法に変更はないか。(法35、規39-2-5) | | | | | 無・有 | 内容 | |
| | 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法に変更はないか。(法35、規39-2-6) | | | | | 無・有 | 内容 | |

| | 保安業務区分の名称 | 保安機関の状況(自らが保安機関) | | | 他の保安機関への委託の状況 | | | ※ 検査日における一般消費者等の数を記入する。 |
|---|--|------------------|----------------------------|---------------------|---------------|---------|----------|-------------------------|
| | | 認可された一般消費者等の数 | 自ら保安業務を実施した一般消費者等の総数(右を除く) | 他の販売店から受託した一般消費者等の数 | <委託先A> | <委託先B> | <委託先C> | |
| (7) 認定された保安業務 【法29、規29】及び、 保安業務の実施状況【法27,34、規36～38】 | 第1号業務：供給開始時点検・調査 | | 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 適・否 | |
| | 第2号業務：容器交換時等供給設備点検 | | 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 適・否 | |
| | 第3号業務：定期供給設備点検 | | 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 適・否 | |
| | 第4号業務：定期消費設備調査 | | 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 適・否 | |
| | 第5号業務：周知 | | 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 適・否 | |
| | 第6号業務：緊急時対応 | | 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 適・否 | |
| | 第7号業務：緊急時連絡 | | 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 戸 戸 戸 戸 | 適・否 | |
| (8) 認定された保安業務 【法28、規28】 | 他の液化石油ガス販売事業者から保安業務を受託した契約書の有無。 | | | | | | 有・無・該当なし | |
| | 委託先A()へ保安業務を委託した契約書の有無。 | | | | | | 有・無・該当なし | |
| | 委託先B()へ保安業務を委託した契約書の有無。 | | | | | | 有・無・該当なし | |
| | 委託先C()へ保安業務を委託した契約書の有無。 | | | | | | 有・無・該当なし | |
| 業務 | 第1号業務 <u>供給開始時点検・調査</u> 第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行う業務 第2号業務 <u>容器交換時等供給設備点検</u> 第36条第1項第1号の表イ(1)、ロ(1)、ハ(1)及びニ(1)に掲げる事項に係る点検及び第37条第1号の表ロ(1)に掲げる事項に係る調査を行う業務 第3号業務 <u>定期供給設備点検</u> 第36条第1項第1号の表イ(2)から(4)まで、ロ(2)から(4)まで、ハ(2)から(4)まで並びにニ(2)から(4)までに掲げる事項に係る点検を行う業務 第4号業務 <u>定期消費設備調査</u> 第37条第1号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第2号並びに第3号に掲げる事項に係る調査を行う業務 第5号業務 <u>周知</u> 法第27条第1項第3号に定める業務。 第6号業務 <u>緊急時対応</u> 法第27条第1項第4号に定める業務 第7号業務 <u>緊急時連絡</u> 法第27条第1項第4号に定める業務(自ら出動することなく行うものに限る。) | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|----------|--|--|
| <p>(9) 帳簿等の整理【法81、規131】</p> <p>※ 自ら行う販売事業に係る保安業務にあっては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあつては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに</p> <p>保安機関が帳簿に記載すべき事項</p> | <p>供給開始時点検・調査(第1号業務)を行った場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②点検・調査を行った者の氏名、③点検・調査の結果、④点検・調査の実施又は法第27条第1項第1号又は第2号の通知をした場合は、その内容、⑤点検・調査又は通知の年月日、⑥供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称、⑦供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>容器交換時等供給設備点検(第2号業務)を行った場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②点検を行った者の氏名、③点検の結果、④点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容、⑤点検又は通知の年月日</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>定期供給設備点検(第3号業務)を行った場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②点検を行った者の氏名、③点検の結果、④点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容、⑤点検又は通知の年月日</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>法第34条ただし書きの規定により定期供給設備点検(第3号業務)を行わなかった場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかつた一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名、③法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>定期消費設備調査(第4号業務)を行った場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②調査を行った者の氏名、③調査の結果、④調査の実施又は法第27条第1項第2号の通知をした場合は、その内容、⑤調査又は通知の年月日、⑥調査に係る燃焼器の製造者(輸入者)の名称、⑦調査に係る燃焼器の型式及び製造年月</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>法第34条ただし書きの規定により定期消費設備調査(第4号業務)を行わなかった場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかつた一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名、③法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>周知(第5号業務)を行った場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②周知を行った者の氏名、③周知の内容、④周知の年月日</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>緊急時対応(第6号業務)を行った場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②緊急時対応を行った者の氏名、③緊急時対応の内容及び結果、④緊急時対応の年月日</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>緊急時連絡(第7号業務)を行った場合の帳簿等の整理は適正か。</p> <p>①一般消費者等の氏名(名称)及び住所、②緊急時連絡を行った者の氏名、③緊急時連絡の内容及び結果、④緊急時連絡を行った年月日</p> | 適・否・該当なし | | |
| | <p>帳簿の保存</p> <p>1. 液化石油ガス販売事業者は、規則第131条第1項に掲げる事項を記載した帳簿を販売所ごとに備え、記載の日から2年間保存しなければならない。ただし、法第14条第1項の書面交付に係るものについては契約終了までの間、法第27条第1項各号の保安業務を委託している場合にあっては次の各号に掲げる保安業務に係る事項について、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。(当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。)①第36条第1項第1号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又は二(4)に掲げる事項に係る点検、②第37条第1号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査</p> <p>2. 保安機関は、規則第131条第2項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から2年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる保安業務に係る事項については、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。(当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であって当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。)①第36条第1項第1号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又は二(4)に掲げる事項に係る点検、②第37条第1号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査</p> <p>3. 充てん事業者は、規則第131条第3項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から2年間保存しなければならない。</p> | | | |

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|---|--|
| (10) 一般消費者等の数の増加の認可【法33-1、規35-1】、減少届【法33-2、規35-2】 | 認可番号 | 福島県指令 第 号 | 認可年月日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 未認可 | |
| | 受理番号 | 第 号 | 受理年月日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 未届 | |
| (11) 保安業務資格者等の状況・変更届【法31、規31-1、保安業務告示2】 | 保安業務資格者に変更はないか。(法31、規31-1,37-1) | | 無・有 (未済・済 年 月 日) | | | |
| | ※ 保安業務資格は、事業所ごとに告示で定める基準に従って第37条第1号のすべての消費設備の調査を行うことができる者を確保していること。 | | | | | |
| | ※ 保安業務資格(規37-3号):液化石油ガス設備士、製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状所有者、業務主任者の代理者資格所有者、充てん作業者講習課程修了者、販売等実務6ヶ月以上の経験を有し大臣の定める講習課程を修了している者 | | | | | |
| (12) 保安業務用機器の状況【法31、則31-2、保安業務告示3】 | ※ 事業所ごとに告示で定める基準に従つて、自記圧力計、マノメータその他保安業務の実施に必要な設備機器(以下「保安業務用機器」という。)を備えていること。 | 自記圧力計 マノメータ ガス検知器 漏えい検知液 緊急工具類 一酸化炭素測定器 ボーリングバー | 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() | 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() 個・無・不要() | | |
| (13) 車両【法27-1-4、保安業務告示2】 | 緊急時対応(第6号業務)に使用できる車両の台数 | | 台・無・不要 (第6号業務の認定なし) | | | |
| | 認可(更新)申請の台数と変更はないか。 | | 無・有 (申請時 台→現在 台) | | | |
| (14) 集中監視システムの導入状況 | 緊急時連絡(第7号)業務を行う場合、集中監視システムを導入しているか。 | | 全部・一部・なし | | | |
| | 自らが液化石油ガス販売事業者であり、かつ、自らが保安機関である場合、システム導入の戸数。 | | 戸 | | | |
| | 他の液化石油ガス販売事業者から保安業務を受託している場合、システム導入の戸数。 | | 戸 | | | |
| (15) 緊急時対応(第6号)の方法【法27-1-4、保安業務告示2】 | 原則30分以内に到着できる体制(距離等) → 保安業務を行う事業所から最も遠い一般消費者の距離及び所要時間 | | km 分 | | | |
| | 保安業務資格者の常時配置体制 | | ①宿日直制 ②事業所から10分以内の場所に居住 ③自宅兼保安機関の事業所 ④その他() | 有(人)・無 有(分)・無 該当・該当なし 該当・該当なし | | |
| (16) 保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者への報告【法28、規28】 | 保安業務規程上の日数等 | 第1号業務 供給開始時点検・調査 終了後 第2号業務 容器交換時等供給設備点検 終了後 第3号業務 定期供給設備点検 終了後 第4号業務 定期消費設備調査 終了後 第5号業務 周知 終了後 第6号業務 緊急時対応 実施後 第7号業務 緊急時連絡 実施後 | 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし | 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし 日以内・未規定・該当なし | | |
| (17) 報告【法82、規132】 | 保安機関 → 保安業務実施状況報告 | | 有・無 | | ※毎事業年度経過後3月以内に報告。 | |

8. 充てん設備

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | | 事前調査の回答事項 | | | 検査結果 | 特記事項 | | |
|-----------------------------------|--|-----|----------------|-----|-----|-----------------------------|------|--|--|
| (1) 充てん設備の許可【法37の4-1、規63】 | 許可番号 | 第 号 | 許可年月日 | 年月日 | 無許可 | | | | |
| (2) 充てん設備の変更許可【法37の4、規65】 | 充てん設備の使用の本拠地(充てん設備の置場)の変更:本拠地の移転、置場の位置変え | | | 有・無 | | | | | |
| | 充てん設備の構造、設備又は装置の変更:メーカー又は仕様・能力が異なるポンプ、流量計の取替 | | | 有・無 | | | | | |
| (3) 充てん設備の変更届(軽微変更)【法37の4、規66、67】 | LPガスが通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替:シャーシー部分の取替 | | | 有・無 | | | | | |
| | 充てん設備の構造、設備又は装置の変更:同一メーカー、同一型式・能力の充てんポンプ、流量計、充てんホースの取替 | | | 有・無 | | | | | |
| | 充てん設備の廃止 | | | 有・無 | | | | | |
| (4) 充てん作業者の再講習【法37の5、規74】 | 充てん作業者講習を受けた日から3年以内に第1回目、その後、5年以内ごとに講習(再講習)を受講する。 | | (理由) 受講・未受講 | | | | | | |
| (5) 報告【法82、規132】 | 充てん事業者→充てん事業報告 | | | 有・無 | | ※毎事業年度経過後3月以内(6月30日まで)に報告と。 | | | |

9. 液化石油ガス設備工事の状況

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | 事前調査の回答事項 | 検査結果 | 特記事項 |
|---------------------------------------|--|--------------------------------|------|-----------------------|
| (1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届出【法38の10-1、規112】 | <p>特定液化石油ガス設備工事の事業を行う者は、事業所ごとに、事業開始30日以内に県知事に届け出る。</p> <p>※ 特定液化石油ガス設備工事(規111)</p> <p>① 硬質管相互の接続に係る工事(アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものと除く。)</p> <p>② 次に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事(イから二までに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものと除く。)</p> <p>イ 気化装置、ロ 調整器、ハ ガスマーティー、ニ 自動ガス遮断器、ホ バルブ、ヘ ガス栓</p> | <p>無・有 (年 月 日)</p> <p>番号</p> | | 3. 液化石油ガス販売事業-(12)に注意 |
| (2) 施工後の表示【法38の11、規115,116,117】 | 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事(①二以上の消費設備に液化石油ガスを供給するための供給設備の設置又は変更(供給管の変更を伴うものに限る。)に係るもの、②ガスマーティーと一の末端ガス栓の間の配管の長さが屋内において4m以上となる消費設備の設置又は変更(配管の変更を伴うものに限る。)に係るもの(①に該当するものを除く。))をしたときは、当該工事に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇所に、容易に離脱しない方法により、特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称、施工年月日又は工事番号及び連絡先を記載した表示を付さなければならない。 | 適・否 | | |

| | | | | |
|-------------------------------------|--|------------------------------|--|--|
| (3) 事業開始届出の変更・廃止【法38の10-2、規113,114】 | 氏名(名称)、住所、代表者の氏名(法人)に変更はないか。 | 無・有(未済・済年月日) | | |
| | 事業所の名称及び所在地に変更はないか。 | 無・有(未済・済年月日) | | |
| | 記録及び配管図面の保存場所・分類方法に変更はないか。 | 無・有(未済・済年月日) | | |
| | 事業を廃止したときは遅滞なく届ける。 | 無・有(未済・済年月日) | | |
| (4) 液化石油ガス設備工事届出【法38の2、38の3、規86,87】 | 学校、病院、興行場その他多数の者が出入りする施設等であって、貯蔵能力が500kgを超える設備(特定供給設備を除く。)の設置の工事又は変更の工事(①供給管の延長を伴う工事、②貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事)をした者は、設備ごとに工事事業者ごとに、県知事に届け出る。 ※ 特定供給設備とは、容器で3,000kg・貯槽で1,000kg以上を貯蔵し気化装置、調整器並びにこれらに準ずる設備をいう。(法36-1-2、規53,54) | 適・否 | | |
| | 供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事(液化石油ガス設備工事)は、供給設備(法16の2-1)又は消費設備(法35の5)の技術上の基準に適合しなければならない。 | 工事: している・していない 適否: 適・否() | | |
| (5) 液化石油ガス設備工事の作業に関する制限【法38の7、規108】 | 液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業(特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによる災害の発生の防止上重要と認められる作業)に従事してはならない。 | 適・否 | | |
| (6) 液化石油ガス設備士の義務【法38の8、則108】 | 第1回目:免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内。 第2回目:第1回の講習を受けた日の属する年度の開始の日から5年以内。 | 適・否 | | |
| (7) 記録の保存等【法38の12、規118~119】 | 特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び配管図面を、当該工事に係る事業所において5年間保存。 ※ 供給設備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供給設備又は当該消費設備に係る記録・配管図面を閲覧し、又は謄写したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 | 適・否 | | |
| (8) 器具の備付け【法38の13、規120】 | 特定液化石油ガス設備工事事業者は、その事業所ごとに、気密試験用器具、自記圧力計を備える。 | 適・否 | | |

10. 保安教育の状況

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | 事前調査の回答事項 | 検査結果 | 特記事項 |
|-----------|-------------------------------|---------------------|------|------|
| 保安教育【法18】 | 販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。 | 自社で実施・協会講習の受講・未実施 | | |
| | 教育を実施(受講)した記録等の有無。 | 有・無 | | |
| | 業界情報誌等の保管及び従業者などの回覧の状況 | 保管し回覧・保管のみ・保管も回覧もなし | | |

11. 器具販売の状況

| 項目【対応条項】 | 調査(検査)の内容 | 事前調査の回答事項 | 検査結果 | 特記事項 |
|----------|---------------------------|-------------------|------|------|
| 器具販売 | ガス器具等を販売している状況。 | している・していない | / | |
| | ガス器具等は現物を展示(保管)しているか。 | 有・無・カタログ販売(メーカー) | / | |
| | 販売している場合、器具等に検定合格の表示があるか。 | ある・ない | | |



12. 認定販売事業者

認定手続きをしていない場合：該当なし

| 項目【対応条項】 | 調査（検査）の内容 | | 事前調査の回答事項 | | | 検査結果 | 特記事項 |
|--|--|---------------|-----------|-------|-----|------|------|
| (1) 液化石油ガス販売事業者の認定【法35の6、規47】 | 認定番号 | 第 号 | 認定年月日 | 年 月 日 | 未認定 | | |
| (2) 認定販売事業者の変更【法35の6、規47】 | 認定された内容(住所・氏名(名称)・代表者、一般消費者等の数及び認定対象消費者の数、保安確保機器を設置している者の氏名(名称)・住所に変更はないか。) | (変更内容) 無・有 | | | | | |
| (3) 保安確保機器の種類・管理の省令適合【法35の6、規45、認定販売事業者告示1,2】 | S型マイコンメータ・SB型マイコンメータ等 (一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有する機器であって、告示で定めるもの。) | 適(戸)・否 | | | | | |
| | NCU(Network Control Unit)等 (S型マイコンメータ等により保安に係る情報(特定保安情報)を電話回線等により自動的に伝達する機器) | 適(戸)・否 | | | | | |
| | 双方向集中監視システム等 (NCU等より伝達された特定保安情報を直ちに示す機器であって、S型メータ等によりガスの供給を停止させることができるもの) | 適・否 | | | | | |
| | 調整器、高圧ホース、ガス漏れ警報器(設置義務施設に限る。)、低圧ホース(調整器とガスマーターの間に限る。)であって、告示で定める基準に適合するもの。 | 適(戸)・否 | | | | | |
| (4) 保安確保機器の設置及び管理の方法【法35の6、規46、認定販売事業者告示3,4,6】 | S型マイコンメータ、NCU、双方向集中監視システム等が告示で定める方法により設置している。 | 適・否 | | | | | |
| | 認定対象消費者(保安確保機器が設置されている一般消費者等)の割合が70%以上。 一般消費者等の数(戸)、認定対象消費者の数(戸) | 適(%)・否 | | | | | |
| | 集中監視センターの24時間常時監視体制である。 | 適・否 | | | | | |
| | 保安確保機器は、告示で定めたものを設置する。(期限管理を含む) | 適・否 | | | | | |
| | 運営管理規程に変更はないか。(告示6-1~4) | 適・否 | | | | | |
| | 保安確保機器は、技術上の基準(規18,19,44-1-カ,53,54)に適合する。 | 適・否 | | | | | |
| (5) 認定液化石油ガス販売事業者の報告義務【法35の7、規48】 | 認定液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売所ごとの一般消費者等の数及び認定対象消費者(保安確保機器の設置された一般消費者等)の数を報告しなければならない。 | 適・否 | | | | | |
| (6) 業務主任者の特例【法35の8、規49、認定販売事業者告示7】 | 認定対象消費者については、その数を3分の1としてカウントして業務主任者の選任をすることができる。 ※ 例 通常1,000戸未満まで1人の業務主任者を選任 → 3,000戸未満まで1人でよい。 ※ 保安業務の方法等の特例(供給設備点検・消費設備調査等が4年に1回以上から10年に1回以上に緩和、緊急出動時間規制を30分以内から半径40km以内に緩和) | 適(人)・否 | | | | | |
| (7) 保安確保機器の期限管理【法35の9、規46-4、認定販売事業者告示5】 | S型メータ(10年)、SB型メータ(7年・10年) ※ 計量法の検定証印の満了年月以内のもの | 適・否(戸) | | | | | |
| | 調整器 (I類 10年), (II類 7年) | 適・否(戸) | | | | | |
| | 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース (I類 10年), (II類 7年) | 適・否(戸) | | | | | |
| | 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (I類 10年), (II類 7年) | 適・否(戸) | | | | | |
| | 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(5年):設置義務施設 | 適・否(戸) | | | | | |
| | 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(5年):その他 | 適・否(戸) | | | | | |

13. 準備する書類等その他

| | | |
|--|----|--|
| (1) 事前調査書の記入時及び立入検査に際しては、概ね次のような書類等をご準備ください。 | | (2) 前回の立入検査はいつでしたか。 |
| <input type="checkbox"/> 1 液化石油ガス販売事業登録申請書、同変更届、承継届などの控え及び、許可証(公印あり)・受理通知など | | 年　月　日・今回が初めての立入検査 |
| <input type="checkbox"/> 2 業務主任者等選任(解任)届、代表者変更届などの控え及び、受理通知、手帳など | | (3) 前回の立入検査等で改善指示や指導事項などがあった場合、その内容及び改善内容などをご記入ください。 |
| <input type="checkbox"/> 3 保安機関認定申請書、同変更届、承継届、保安機関更新申請書などの控え及び、認可証(公印あり)・受理通知など | | |
| <input type="checkbox"/> 4 保安業務規程認可申請書、同変更届などの控え及び、認定証(公印あり)・受理通知など | | |
| <input type="checkbox"/> 5 液化石油ガス販売事業者認定申請書、同変更届、承継届などの控え及び、認定証(公印あり)・受理通知など | | |
| <input type="checkbox"/> 6 特定液化石油ガス設備工事事業開始届出書、同変更届などの控え及び、受理通知など | | |
| <input type="checkbox"/> 7 高圧ガス販売事業届、同変更届などの控え及び、受理通知など | | |
| <input type="checkbox"/> 8 液化石油ガス設備工事届及び関係図面など | | |
| <input type="checkbox"/> 9 液化石油ガス販売事業報告、保安業務実施状況報告などの年度集計を報告したものの控え | | |
| <input type="checkbox"/> 10 貯蔵施設等設置許可申請書、同変更届、承継届などの控え及び、許可証(公印あり)・受理通知など | | |
| <input type="checkbox"/> 11 消費先保安記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 12 埋設管管理記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 13 容器管理記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 14 賠償責任保険の加入 | | |
| <input type="checkbox"/> 15 法第14条の書面 | 注6 | |
| <input type="checkbox"/> 16 機器(期限)管理記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 17 容器交換時等供給設備点検に関する記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 18 定期供給設備点検・定期消費設備調査に関する記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 19 周知に関する記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 20 緊急時対応に関する記録 | | |
| <input type="checkbox"/> 21 保安業務用機器 | | (4) あなたの販売事業や保安業務についての適切度を自己評価すると、どのくらいですか。 |
| <input type="checkbox"/> 22 販売事業・保安業務に係る各種契約書類(一般消費者等との液化石油ガス販売に係る契約書面(設備貸与契約)も含む) | 注6 | 液化石油ガス販売事業 |
| <input type="checkbox"/> 23 法第14条書面交付時に液石法省令第13条5~9号に掲げる事項の説明を受けたことを一般消費者等が確認した書面 | | 非常によい・よい・普通・改善点あり・改善点が多い |
| <input type="checkbox"/> 24 貸貸型集合住宅の所有者又はその管理を委託された者との間で締結した液化石油ガス供給に係る契約書(設備貸与契約を含む) | | 保安業務 |
| <input type="checkbox"/> 25 貸貸型集合住宅入居者とそれ以外に適用している料金表 | 注6 | 充てん事業 |
| <input type="checkbox"/> 26 標準的な料金メニュー及び月額料金例の写し(HPを有する者:HPから印刷したもの、HPを有しない者:店頭掲示しているもの) | | 非常によい・よい・普通・改善点あり・改善点が多い |
| <input type="checkbox"/> 27 一般消費者等に交付した料金請求書の写し(直近3ヶ月) | | 非常によい・よい・普通・改善点あり・改善点が多い |
| <input type="checkbox"/> 28 一般消費者等に交付した料金変更に関する通知書の写し | | 注6 貸貸型集合住宅入居者とそれ以外の者とを区分して準備してください。 |
| <input type="checkbox"/> 29 27,28に関して、書面以外の方法による通知をしている場合、一般消費者等が承諾した書面 | | |
| <input type="checkbox"/> 30 一般消費者等から寄せられた苦情・問合せの記録簿 | | |